

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から37年3月までの期間及び39年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和39年10月から40年3月まで

申立期間については、私の父が国民年金の加入手続及び保険料納付をしてきており、経済的にも問題が無かったので、仮に一時的に未納だったとしても未納が分かれば直ちに納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持している国民年金手帳には、昭和36年度の欄、昭和37年7月から38年3月までの欄及び38年7月から39年3月までの欄に申立人の父親が記入したとみられる「納付ズミ」のメモがあり、このうち、37年7月から38年3月までの期間及び38年7月から39年3月までの期間は過年度納付していることが市町村の国民年金被保険者名簿から確認でき、メモは過年度納付期間と一致することから、メモの信憑性は高いと考えられ、そうすると、36年度欄にも納付済みのメモがあることから過年度納付された可能性が高いと考えられる。

また、i 申立人からの期間照会により、昭和38年1月から同年3月までの期間が市町村の被保険者名簿で納付が確認できたとして社会保険庁の記録訂正がされていること、ii 37年4月から同年6月までの期間については、市町村の記録上納付済みとされていないものの、社会保険庁の記録では納付済みとされており、社会保険庁の記録と市町村の記録に齟齬があり、39年ごろの納付に関して行政側の記録管理に不十分な点があったことがうかがわれる。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年8月に払い出されており、払出時点では、申立期間①のうち36年4月から同年6月ま

での期間については、時効により納付できない期間であることから、納付していたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、i 申立期間は6か月と短期間で、かつ申立期間の前後は納付済みであること、ii 申立人の父親は、申立人の婚姻の機会等をとらえて、気が付いた時に現年度納付と過年度納付を交えて納付を行っていることが納付記録から確認でき、申立人の未納を解消しようとしていた姿勢がうかがえること、iii 行政側の記録管理に必ずしも万全でなかった点も見受けられること等を踏まえると、申立期間②の保険料が納付された可能性がうかがえる。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年7月から37年3月までの期間及び39年10月から40年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月

平成2年9月ごろ、社会保険事務所に記録照会に行ったところ、「保険料納付をしていない期間がある。」と言われたので、市役所支所に行き、国民年金の加入手続を行い、その場で保険料約7,000円を納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、会社を退職したことにより平成2年7月1日に厚生年金保険を資格喪失し、別の会社に就職したことにより同年8月1日に厚生年金保険の資格取得をするまでの期間であるが、申立人の妻の申立期間に相当する期間については、申立人の厚生年金保険の資格得喪に伴う第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続を2年10月3日付けで申立人自身が手続を行っていることが市町村に保管されている国民年金資格取得・異動届書により確認でき、妻の種別変更手続を行ったのであれば、申立人自身の国民年金の加入手続も併せて行ったと考えるのが自然である。

また、申立期間は1か月と短期間であるとともに、加入手続及び保険料納付に関する申立人の説明は当時の事務処理手続に合致することや、申立人は厚生年金保険加入時に交付された年金手帳を持参せずに国民年金の加入手続に行き、市役所窓口で年金手帳を取って来る必要があるかを尋ねたところ、その必要は無いと言われたとしている（このこと自体は不自然ではない）など当時の記憶が具体的であることを踏まえると、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 440

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月及び51年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年12月及び51年1月

申立期間については、会社を退職した後、市役所で国民年金への加入手続を行い、保険料は2か月間分まとめて納付したと思うので、納付を認めてほしい。なお、以前に2冊所持していた国民年金手帳に領収書等を貼っていたが、現在所持している年金手帳があればいいと思い処分した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び保険料免除期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、免除期間の一部も追納しているなど、納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間は、前後の期間が厚生年金保険加入期間で、社会保険庁の記録上未加入とされているが、申立人には国民年金の加入後において厚生年金保険から国民年金への切替の機会が3回あり、このうち申立期間を除く2回は、いずれも1か月及び14か月（うち7か月申請免除）と短期間であるにもかかわらず、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、保険料を納付しており、年金に対する意識が高かったものと認められる。

さらに、申立期間前の会社を退職した時点で次の就職先が内定していた等の事情も無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われているほかの2回と格別に異なる事情もうかがえないことから、申立期間についても厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行ったとする申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月及び同年10月

昭和47年8月に、勤務していた病院を退職し、A町の実家に転居した。退職した時点で次の勤務先が決まっており、就職まで短い期間であったので国民年金に入る予定は無かったが、A町に転入届を提出した数日後、同町の50歳前後と思われる女性職員が自宅に来て、「短期間でも年金は切れないほうがいいので加入するように」と勧められ、その場で加入手続した。

保険料の納付については、町職員が2度集金に来て、1か月分ずつ保険料を納付した記憶があり、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳以降、実家のあるA町には、昭和47年9月から同年10月までの2か月間のみ居住しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年11月に払い出され、払出簿の備考欄にはA町の記載があることから、申立人の主張どおり、実家に帰っていた時期のA町において加入手続が行われたことが確認できる。

また、①国民年金加入当時において厚生年金保険適用事業所への就職が決まっており、国民年金加入期間が2か月の短期間であることが加入当初から分かっていたことを前提として国民年金の加入手続を行った以上保険料を納付しなかったとは考え難いこと、②申立人は50歳前後の女性の町職員の自宅訪問による集金により保険料を納付したと述べており、記憶は具体的であるとともに、A町では町職員が自宅を個別に訪問し、国民年金の保険料の集金を行うこともあったとしており、当時の納付方法と合致すること、③申立期間を除く申立人の国民年金加入期間は5か月間を除き第3号被保険者期間であるが、申立人はその5か月の第1号被保険者期間の保険料を納付しており、短期間の保険料であっても適切に納付していることを踏まえると、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岡山国民年金 事案 447

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から同年6月まで
昭和54年1月から同年6月までの領収書が見付かり社会保険事務所に確認したところ、国民年金の資格喪失手続きが行われ、納付した同年2月から6月までの保険料は還付されていると言われた。しかし、当時の生活状況や事業を始めた関係で通帳の入出金は細かく見ていたが、還付金の入金を確認した記憶は無い。納めた保険料の領収書があり、納めたことは確かなので、制度上納められない期間であれば還付し、制度上納められる期間であれば納付した期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料の領収証書及び同年4月から同年6月までの国民年金保険料領収書（共に昭和54年7月3日納付）を所持しているが、社会保険庁の記録及び居住市の国民年金被保険者名簿によると、申立人については同年2月1日付けで資格が喪失され、申立期間が未加入期間とされている。

しかしながら、申立人の居住市の国民年金被保険者名簿によると、申立人については、昭和54年1月22日付けで任意加入、同年2月1日付けで資格喪失とされ、当該資格喪失手続きが行われたのは同年7月3日であると記録されているが、任意加入の場合、制度上さかのぼって資格喪失することはできない上、任意加入していた申立人の記録をさかのぼって喪失処理し、申立期間を未加入期間に訂正する合理的な理由は見当たらない。

さらに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳によると、申立人が昭和54年2月1日付けで国民年金の資格を喪失したことは確認できるが、納付済みの54年2月から同年6月までの国民年金保険料を還付処理した記録は確認できないなど、行政側の事務処理に不適切な点が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

A市の会社を退職後B市に帰郷し、すぐに市役所で転入手続を行った際に国民年金の加入手続も行ったと記憶している。保険料は、前妻と結婚する前であったが前妻の母親と一緒に納付してくれただけであり、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、帰郷後B市役所に転入手続に行き、その他の必要な手続も併せて行った記憶があり、前妻の親も一緒だったこと、会社から渡された厚生年金保険の被保険者証のようなものを持参したことなどを具体的に記憶していることから、国民年金の加入手続を行ったとする主張は信憑性がある。

また、申立人は、前妻の母親から「今まで年金に入っていたのだから、一緒に払ってあげる」と言われたことを記憶しているところ、前妻の母親は、国民年金制度発足時から昭和46年12月(60歳)まで保険料を完納している上に、前妻の父親も申立期間の保険料を納付しており、前妻の両親は納付意識が高かったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格取得日に係る記録を昭和54年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月31日から同年4月1日まで

昭和54年3月31日、出向したB事業団からA協会に戻ったが、厚生年金保険の加入記録をみると、資格取得日が54年4月1日で1か月の空白期間が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A協会から提出された履歴台帳及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A協会に継続して勤務(昭和54年3月31日にB事業団からA協会へ異動)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年4月の社会保険事務所の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和54年4月1日として誤って届け出たため、54年3月の保険料を納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る54年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 5 月 15 日から 34 年 5 月 26 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から同年 7 月 21 日まで
③ 昭和 37 年 7 月 21 日から 38 年 8 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

社会保険事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。申立期間のうち③④はA社の系列病院等に勤務し、A社B病院（④の勤務）に継続勤務していた期間の一部（③と④の間、昭和 38 年 8 月 1 日から 39 年 6 月 1 日）が支給対象となっていないのに、申立期間について支給を受けたことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

事業所の担当者は、「退職の際に脱退手当金の説明を行っておらず、手続も代行していなかった。」と回答しており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の前後に記載されている女性 45 名の脱退手当受給状況をみると、昭和 39 年 12 月から 41 年 12 月の間に資格喪失している者 18 名中 7 名は脱退手当金を受給しておらず、かつ、受給した者 11 名について、資格喪失から受給までの期間が 2 か月から 6 年とまちまちであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間③と申立期間④の間の被保険者期間については、申立期間である 4 回の被保険者期間と同一番号で管理されているにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難

い上、未請求となっている被保険者期間とその直後の被保険者期間は同一事業所に係る期間であるにもかかわらず、当該期間が支給されていない期間となっていることは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岡山国民年金 事案 442

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から43年3月まで
昭和39年11月ごろ、母親が市役所支所で国民年金の加入手続を行った。保険料の納付については、当時婦人会の役員の人(町内の世話人)が自宅に集金に来ており、その人に納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢で事情を聴取できないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年12月23日に払い出されているが、申立人の国民年金手帳記号番号と同時期に払い出された前後の記号番号の者の資格取得日や納付開始時期を調査しても、払出事務に明らかに不適切な状況は認められない上、加入手続が行われたと考えられる時期の昭和43年度の保険料は44年4月21日に1年分一括で納付されており、申立てどおり、39年11月の資格取得当初から加入し、納付組織の集金により納付していたのであればそのような納付にはならなかったと考えられることを踏まえ、社会保険庁に払出記録がある43年に加入手続が行われたものと推察され、そうすると、払出しの時点では、申立期間の過半(昭和39年11月から41年9月まで)の期間は時効により納付できない。

さらに、申立期間に係る国民年金手帳記号番号の払出簿(昭和39年11月から40年3月まで)を調査しても申立人の氏名は無く、申立人は申立期間当時の国民年金手帳があったか否か不明であるとしていることから、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

加えて、申立人は、加入手続が行われたところに作成されたとみられる昭和42年1月から43年3月までの過年度保険料の納付書を所持しているが、領収印が無いことから過年度納付がなされた形跡も無い。

その上、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年6月まで

社会保険事務所で、申立期間の保険料をさかのぼって納付し、さらに、60歳までの保険料を納付すると年金受給額が約6万円増えると言われたので、国民年金の加入手続を行い、その後送られてきた納付書で申立期間の保険料を納付した。納付した時期は、昭和60年生まれの孫が2～3歳であった時期と記憶しており、社会保険庁及び市町村の記録では、申立期間が未納とされ、しかも、さかのぼって納付した時期が平成元年10月になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年ごろに加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録上、平成元年9月に払い出されており、市町村に保管されている「国民年金資格取得・異動届書」によると、元年9月4日に国民年金の加入手続を行い、昭和61年4月1日にさかのぼって資格取得していることが確認できることから、社会保険庁及び市町村の事務処理に矛盾は無く、加入手続が行われた時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない。

また、申立人はこれまで交付を受けた国民年金手帳は1冊のみと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、申立人がさかのぼって納付したと述べている金額(約15万円)は、申立期間の保険料額(約10万円)と符合しない上、市町村の国民年金被保険者名簿に記録がある、平成元年10月に過年度納付された期間(昭和62年7月から平成元年3月まで)の保険料額(15万9,000円)と近似している。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 444

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年12月までの期間及び57年4月から60年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年1月から56年12月まで
② 昭和57年4月から60年6月まで

私は、昭和52年1月ごろA市に転居した当初から国民年金に加入しており、25年以上保険料を納付しないと年金が受け取れないと思い納付をしていた。申立期間は経済的にも精神的にも一番安定している時期であるにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、社会保険庁の記録上、任意未加入期間であるが、市町村に保管されている申立人の国民年金記録によると、昭和59年12月26日付けで申立人の夫の厚生年金保険の資格得喪に伴う申立人の種別変更の申立期間①、②の期間の資格喪失手続きがさかのぼって行われていることが確認できる上、備考欄に「59年度検認対策」の記載がある。また、社会保険庁の旧国民年金被保険者台帳には、昭和55年度、56年度、57年度の保険料について、計4回の納付勧奨を行ったとみられる記録がある上、市町村の国民年金被保険者名簿にも、同市が未納督促を行ったところ申立人が未納保険料を納付することを意思表示したことを意味すると考えられる「59.9.28納付約束」の記載がある。これらの記録からすると、市町村が、国民年金保険料の収納率向上のため、保険料が未納であった申立人の任意加入期間の加入資格をさかのぼって資格喪失させたものと推察される。

さらに、申立人は、昭和60年ごろから姉に勧められて付加保険料を納付するようになったと述べているが、60年7月5日付けで資格取得（任意）及び付加年金加入の届出を申立人が行っていることが市町村に保管されている国民年金異動届兼申請書により確認でき、この手続きは同日以前が無資格期間であったことを裏付けるものである。

加えて、申立期間の保険料納付に関する申立人の記憶は必ずしも具体的とは言えない上、申立人には申立期間以外にも多数の未納期間が存在している。

その上、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 445

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年8月まで

私の夫は厚生年金保険被保険者だったので、私は、制度発足当初からは、国民年金に加入していなかったが、婦人会長の勧誘により国民年金に加入した。その数年後、婦人会長から、「今、一括して納付すれば、最初から加入したことになる。」と言われ、お金をかき集め、婦人会での集金の際に、保険料を納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月に国民年金に新規で任意加入しており、任意加入被保険者については、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者になることができないとともに、国民年金保険料をさかのぼって納付することもできず、加入した際に交付された申立人が所持している国民年金手帳においても、初めて被保険者となった日は46年9月14日とされていることから申立期間が無資格期間であることは明らかである。

また、申立人は、国民年金の制度発足当初の昭和36年からは国民年金に加入しておらず、加入手続を行ったのはそれよりずっと後の一度のみであると述べており、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

さらに、さかのぼって一括納付した時期や納付額が不明であるなど申立人の記憶は必ずしも明確でない上、過去の期間にさかのぼって一括納付する特例納付等、市町村が収納できなかった保険料の集金を納付組織が行うことは通常考え難く、当該納付組織がそれを行っていたことが確認できる証言等も得られない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 446

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から52年3月まで
20歳になった昭和43年5月に加入手続きを行い、保険料を納付していたはずであるのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年2月に払い出されており、払出しの時点では、申立期間の大半（昭和43年5月から50年12月まで）は時効により納付できない期間であるとともに、申立人は現在所持しているオレンジ色の年金手帳（昭和49年11月以降に交付されている様式のもの）が最初に交付された国民年金手帳であると述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も無い。

また、申立人は、当初の申立書では、その母親が国民年金の加入手続き及び保険料納付を行っていたとしていたが、当委員会による申立人からの聴取では、申立人自身が加入手続き、保険料納付を行っていたと述べるなど、申立人の主張は曖昧である上、申立人は申立期間の保険料を納付書により納付していたと述べているが、申立人の居住市町村が納付書による納付方法を開始したのは昭和46年度からであり、それ以前から納付書で保険料を納付していたという申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 448

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から63年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から63年11月まで
国民年金制度発足時から実家の母が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれた。結婚後は実母が義母に年金手帳を渡し、夫か義母が夫の保険料と一緒に納付していたはずである。

夫が納付済みとなっているので、間違いなく私の保険料も納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の実母、義母及び申立人の夫からの証言も得られず、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号の払い出しについては、住所地の市町村役場で払い出されるものであるが、申立人が住んでいた当時の市町村役場に確認しても申立人の加入記録は無い上、ほかに27年にわたる申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岡山国民年金 事案 449

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から48年3月まで

夫の転勤でA町に引っ越した直後の昭和48年5月ごろに国民年金の納付を勧められ、43年2月にさかのぼって夫が保険料を一括納付した。夫も納付を勧めてくれた人も死亡しているために証言は得られないが、納付をしたことは確かであり、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の夫が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、「公務員の妻は国民年金保険料を納付しても年金支給は無いと言われたので、昭和43年2月に加入したが、保険料の納付はしていなかった」と述べ、43年2月の加入当初からは保険料を納付していなかったことを認めた上で48年5月ごろさかのぼって申立期間の保険料を納付したとしているが、当該時期（昭和48年5月ごろ）は、申立期間の保険料をさかのぼって一括納付することができる特例納付の実施時期ではなく、さらに、2年間でさかのぼって納付することのできる過年度納付によっても、申立期間の一部（昭和43年2月から46年3月まで）は時効により保険料が納付できない期間である。

加えて、その後に実施された特例納付について考慮しても、任意加入被保険者は特例納付の対象とされていなかったことから、申立期間は婚姻前の8か月を除き特例納付によって納付することができない期間である。

その上、申立人は、保険料納付に直接関与していないため、申立期間に係る保険料納付の状況が不明である上、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年12月から20年12月まで
昭和19年12月A社に入社し、B丸に1年間乗船していたが、申立期間について、船員保険の加入期間に空白が生じている。申立期間について、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から船員保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間、A社は、船員保険の適用を受けていないことが確認され、A社が合併しているB社の船舶名簿を見ても、B丸の記載は無い。

さらに、申立期間当時、A社において申立人と一緒に勤務していた同僚について、船員保険の加入記録をみると、申立人と同様、船員保険の被保険者とはなっていない。

加えて、社会保険業務センターが保管している船員保険被保険者台帳に申立期間に係る加入記録は記載されていない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 7 月から 23 年 10 月まで
② 昭和 23 年 10 月から 24 年 12 月まで
③ 昭和 38 年 4 月から 40 年 12 月まで

昭和 22 年 7 月から 1 年間ほど A 社 B 支社(①の期間)に勤務し、その後、昭和 23 年 10 月に父親の友人が経営している C 社(②の期間)に入社した。また、昭和 38 年 4 月、D 社からグループ会社の E 社(③の期間)に出向し、40 年 12 月まで勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、加入していないことになっているのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

①の期間について、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

②の期間について、当該事業所は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

③の期間については、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。さらに、申立期間中、グループ会社の D 社等において、厚生年金保険の加入記録が確認できる。加えて、当該事業所は解散していることから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 35 年 10 月まで
中学を卒業してすぐにA社に就職し、主に電気、ガス溶接作業に従事していた。しかし、同僚は厚生年金保険に加入しているのに、私が加入していないこととなっているのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、同僚の加入記録等から判断すると、申立人が勤務していた事業所はB社であると考えられるが、同社は、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

さらに、申立人が、申立期間当時一緒に勤務していたと主張している同僚の厚生年金保険の加入記録をみると、B社が厚生年金保険の新規適用事業所となった日(昭和 37 年 2 月 1 日)に資格を取得しており、申立期間当時は、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年2月1日から同年3月1日まで
昭和31年2月A社の取締役からの要請でA社へ入社していることは、同社から提出を受けた人事社報からみて確かであるのに、厚生年金保険の加入記録をみると、申立期間について、空白の期間が生じているのは、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が当該事業所に入社した日(昭和31年2月1日)前後に入社した者について、厚生年金保険の加入状況をみると、申立人と同様に、入社から1か月から2か月後に厚生年金保険に加入している状況が確認される。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月から30年3月まで

A社に勤務していた者から誘われて、申立期間について、A社B出張所で勤務した。同社は、官公庁の仕事も行ってた会社だったことから、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社B出張所は、申立期間について、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、社会保険事務所の保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたと主張している同僚について、厚生年金保険の加入状況をみると、A社B出張所の勤務期間においては厚生年金保険の被保険者とはなっていない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 59 年 2 月まで
② 昭和 60 年 4 月から平成 2 年 5 月まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間については、加入記録が無いとの回答を受けた。昭和 57 年 4 月から平成 2 年 5 月まで役員として A 社に勤務しており、給与も銀行振り込みされていた。身内の会社であり、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無い。

また、雇用保険の加入記録によれば、昭和 59 年 3 月から 60 年 3 月まで加入記録が確認できるが、申立期間中、被保険者となっていない。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、申立人は、A 社の役員として登記されておらず、申立期間②については国民年金に加入し、保険料の申請免除を行っている。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。